

公募によらない公の施設の指定管理者の候補者の選定結果について

1 公募によらない公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会

令和3年10月8日（金）9時から11時まで

2 施設、指定管理者候補者及び指定期間

資料1のとおり

3 審査結果及び選定理由

資料2のとおり

4 選定委員 8名

委員長	宍戸晴一（伊勢原市副市長）
副委員長	酒井哲也（伊勢原市行政経営担当部長）
委員	大川 要（伊勢原市自治会連合会会長）
委員	近藤治通（伊勢原市自治会連合会理事）
委員	山室好正（伊勢原市企画部長）
委員	大津隆治（伊勢原市市民生活部長）
委員	黒石正幸（伊勢原市保健福祉部長）
委員	高梨 剛（伊勢原市子ども部長）

5 その他

市議会での議決をもって、指定管理者として正式に指定します。

（事務担当は、企画部経営企画課 電話0463-94-4846）

公募によらない公の施設の指定管理者の候補者一覧

	施設の名称及び所在地		施設の設置目的	指定管理者の候補者	指定期間
	名称	所在地		名称	
1	成瀬コミュニティセンター	東成瀬26番地の1	地域住民に自主的な活動の場を提供し、連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会をつくるための施設として、伊勢原市コミュニティセンターを設置する。	成瀬コミュニティセンター管理運営委員会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日まで
2	伊勢原北コミュニティセンター	伊勢原三丁目26番2号		伊勢原北コミュニティセンター管理運営委員会	
3	伊勢原南コミュニティセンター	桜台五丁目12番18号		伊勢原南コミュニティセンター管理運営委員会	
4	八幡台集会所	東大竹1192番地	本市住民の相互の親睦を深め、健康で文化的な地域社会の形成と地域福祉の向上を図るため、伊勢原市立地域集会所を設置する。	下大竹自治会	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日まで
5	アイリスの丘集会所	高森1450番地の77		アイリスの丘自治会	
6	片町福祉館	伊勢原三丁目21番8号	市民の福祉の増進と福祉活動の育成・発展を図るため、福祉館を設置する。	片町第一自治会	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日まで
7	岡崎福祉館	岡崎6936番地の13		馬渡自治会	
8	石倉福祉館	上粕屋1543番地の1		石倉自治会	
9	池端福祉館	池端401番地の4		池端自治会	
10	伊勢原シティプラザ	伊勢原二丁目7番31号	地域文化の振興並びに市民の健康の保持及び福祉の増進を図るため、伊勢原シティプラザを設置する。	伊勢原市商工会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日まで
11	伊勢原市老人福祉センター 阿夫利荘	大山194番地	レクリエーション等を通じて、本市の高齢者の教養の向上及び健康の増進を図るため、伊勢原市老人福祉センターを設置する。	社会福祉法人 伊勢原市社会福祉協議会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日まで
12	坪ノ内老人憩の家	坪ノ内309番地	本市の老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、伊勢原市老人憩の家を設置する。	坪ノ内自治会	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日まで
13	善波児童館	善波738番地	青少年の健全育成、生活指導等に寄与する目的をもって地域青少年活動の場を供し、もって社会福祉の増進を図るため伊勢原市児童館を設置する。	善波自治会	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日まで
14	三ノ宮児童館	三ノ宮888番地の1		三ノ宮自治会	
15	大原児童館	桜台一丁目31番5号		大原町自治会	
16	沼目児童館	沼目二丁目3番28号		西沼目自治会	
17	中央児童館	伊勢原一丁目5番12号		駅前第一自治会	
18	高森児童館	高森523番地		北高森自治会	
19	下谷児童館	下谷561番地		下谷自治会	
20	高森台児童館	高森台二丁目1番76号		高森台自治会	
21	つきみの児童館	沼目四丁目24番1号		つきみ野自治会	
22	七五三引児童館	上粕屋790番地のイ		メ引自治会	
23	藤野児童館	日向1278番地		藤野自治会	
24	子易児童館	子易369番地		子易下自治会	
25	板戸児童館	板戸831番地の9	板戸第三自治会		

公募によらない公の施設の指定管理者の候補者の審査結果一覧

	名称	区分評価				総合評価	選定理由
		利用状況	実施体制	収支等	維持管理		
1	成瀬コミュニティセンター	C	C	C	C	C	【該当条項】通則条例第5条第1項第1号 当該施設の設置目的が地域住民の生活に密着した施設であり、地域協働の推進、地域コミュニティの醸成、市民活動の促進等を図る観点から、自治会を中心として組織された当該委員会による自主的な管理運営に委ねることが、地域住民の主体性を高め、地域の活性化に有用であると認められるため。
2	伊勢原北コミュニティセンター	C	C	C	C	C	
3	伊勢原南コミュニティセンター	C	C	C	C	C	
4	八幡台集会所	C	C	C	C	C	【該当条項】通則条例第5条第1項第1号 当該地域集会所は地域住民の地域活動の拠点であり、施設の設置目的に沿って、地域の創意工夫により様々な地域活動への活用促進を図る観点から、当該自治会による自主的な管理運営に委ねることが、地域住民の主体性を高め、地域の活性化に有用であると認められるため。
5	アイリスの丘集会所	C	C	C	C	C	
6	片町福祉館	C	C	C	C	C	【該当条項】通則条例第5条第1項第1号 当該施設は地域住民の福祉増進やコミュニティづくりなど地域住民の地域活動の拠点であり、施設の設置目的に沿って、地域の創意工夫により地域福祉活動など様々な地域活動への活用促進を図る観点から、当該自治会による自主的な管理運営に委ねることが、地域住民の主体性を高め、地域の活性化に有用であると認められるため。
7	岡崎福祉館	C	C	C	C	C	
8	石倉福祉館	C	C	C	C	C	
9	池端福祉館	C	C	C	B	C	
10	伊勢原シティプラザ	C	B	C	B	C	【該当条項】通則条例第5条第1項第2号 当該施設は地域文化の振興並びに市民の健康の保持及び福祉の増進を目的に商工会館との複合施設として設置しており、地域経済の振興や社会一般の福祉増進を目的とし、かつ、当該施設の区分所有者である伊勢原市商工会に、一体的に施設の管理運営を任せることが有効かつ効率的であるため。
11	伊勢原市老人福祉センター 阿夫利荘	C	C	B	B	B	【該当条項】通則条例第5条第1項第2号 高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする当該施設の設置目的と、地域福祉の増進を図ることを目的とする伊勢原市社会福祉協議会は、当該施設で実施される老人クラブ連合会や高齢者の教養趣味の事業を提供する上で密接に関係しており、当該団体に施設の管理運営を任せることが有効かつ効率的であるため。
12	坪ノ内老人憩の家	C	C	C	B	C	【該当条項】通則条例第5条第1項第1号 当該施設は高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とするほか、地域住民の生きがいづくりや健康づくりを目的とした地域コミュニティの交流など地域住民の地域活動の拠点であり、施設の設置目的に沿って、地域の創意工夫により地域福祉活動など様々な地域活動への活用促進を図る観点から、当該自治会による自主的な管理運営に委ねることが、地域住民の主体性を高め、地域の活性化に有用であると認められるため。

	名称	区分評価				総合評価	選定理由
		利用状況	実施体制	収支等	維持管理		
13	善波児童館	C	C	C	C	C	【該当条項】通則条例第5条第1項第1号 当該施設は児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とするほか、地域住民の福祉増進やコミュニティづくりなど地域住民の地域活動の拠点であり、施設の設置目的に沿って、地域の創意工夫により地域の児童の健全育成や様々な地域活動への活用促進を図る観点から、当該自治会による自主的な管理運営に委ねることが、地域住民の主体性を高め、地域の活性化に有用であると認められるため。
14	三ノ宮児童館	C	C	C	C	C	
15	大原児童館	C	C	C	C	C	
16	沼目児童館	C	C	C	C	C	
17	中央児童館	C	C	B	C	C	
18	高森児童館	C	C	C	C	C	
19	下谷児童館	C	C	C	C	C	
20	高森台児童館	C	C	C	C	C	
21	つきみの児童館	C	C	C	C	C	
22	七五三引児童館	C	C	C	C	C	
23	藤野児童館	C	C	C	C	C	
24	子易児童館	C	C	C	C	C	
25	板戸児童館	C	C	B	C	C	

※1 非公募による指定管理者の選定を行う施設の候補者は、現在の指定期間の開始より審査前年度までの実績及び次期指定期間における事業計画等について評価と検証を受けることとされている。

- ・「区分評価」とは、「施設の利用状況」や「管理業務の実施状況」等、個別の項目毎の評価
- ・「総合評価」とは、区分評価(4項目)を元に総合的に判断した評価
- ・区分評価、総合評価の基準は、次のとおり

- 「A」 事業計画又は本市の定める水準の想定を大幅に上回る効果が得られた
- 「B」 事業計画又は本市の定める水準で想定した以上の効果が得られた
- 「C」 おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られた
- 「D」 事業計画又は本市の定める水準で想定した効果が得られていない

※2 「通則条例」とは、「伊勢原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年9月22日 条例第20号)」をいう。通則条例第5条第1項各号で規定する、公募によらない指定管理者の候補者の選定の条件は、次のとおり。

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、**第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。**
- 「第1号」 当該施設において**地域住民による自主的な管理運営を確保する必要がある**とき
 - 「第2号」 当該施設の**設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の団体に当該施設を管理運営させる必要がある**とき
 - 「第3号」 当該施設の適正な維持管理を確保しつつ、住民に対し効果的にサービスを提供することができるものが特定の団体に限られるとき
 - 「第4号」 公募に対し応募者がいないとき
 - 「第5号」 前条の規定により指定管理者の候補者に選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき
 - 「第6号」 指定管理者の指定を受けた団体が第7条に規定する協定を締結しないとき
 - 「第7号」 指定管理者の指定の期間の満了に伴い新たに指定管理者を指定する場合で、現に指定管理者として指定されている者の実績等を考慮して、現指定管理者が当該施設の目的を最も効果的に達成できると認められるとき